系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（運用基準）

この運用基準は，国土交通省都市局都市計画課長からの技術的助言（令和７年４月８日付国都計第７号）を受け，系統用蓄電池のうち第一種特定工作物について，次のとおり定める。

１　系統用蓄電池のうち，電気事業法第２条第１項第１６号に規定する電気事業（同項第２号に規定する小売電気事業及び同項第１５号の３に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第１８号に規定する電気工作物に該当しないものであって，都市計画法施行令第１条第１項第３号に規定する危険物を含有するもの（少量であっても該当する）は，同号に基づき，危険物の貯蔵に供する工作物として，都市計画法第４条第１１項に規定する第一種特定工作物に該当するものとする。

（令和８年３月１日から施行）

【参考】系統用蓄電池の取扱い〔開発（建築）許可の必要性の判断〕

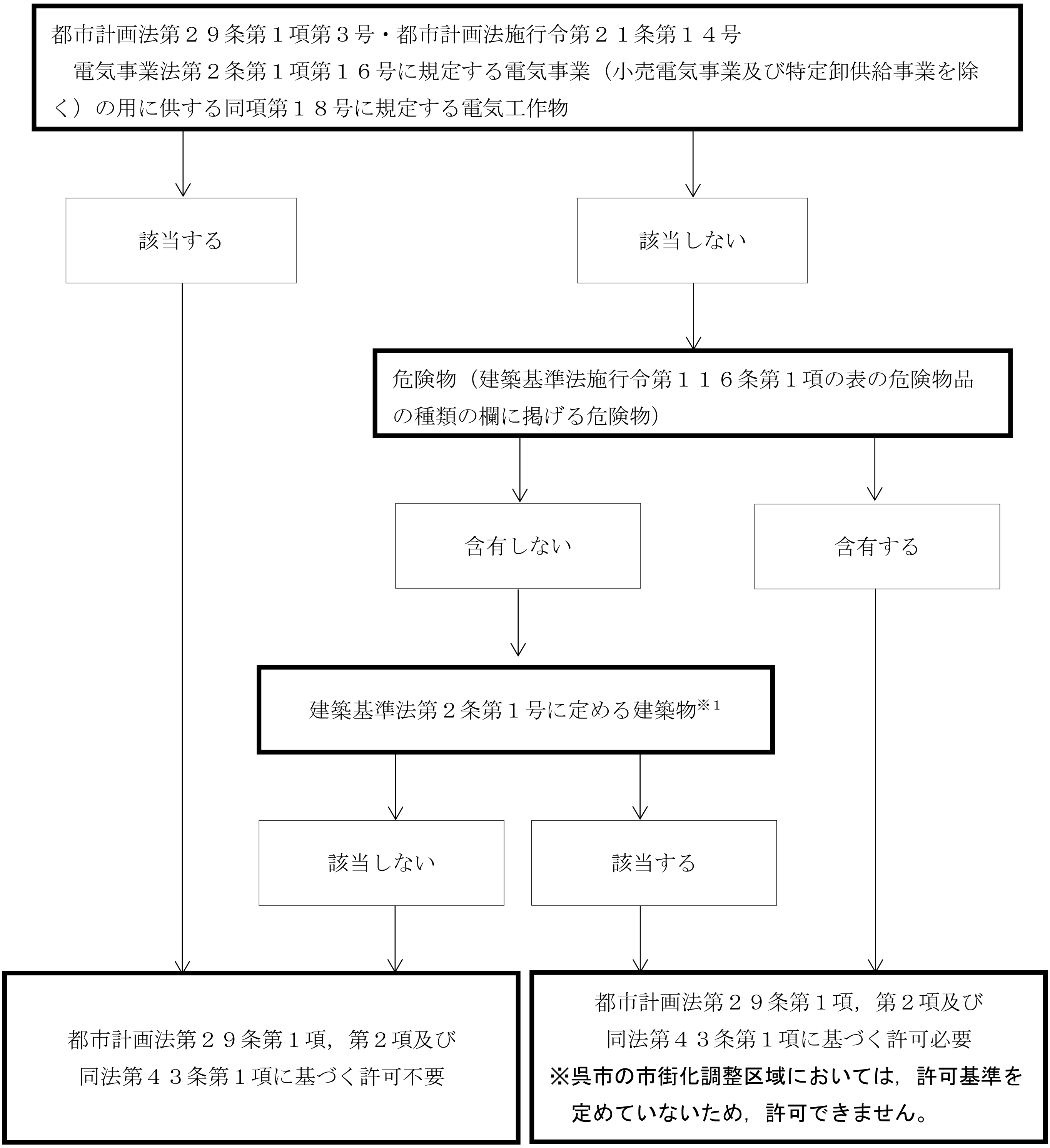

※１【参考】令和７年４月８日国都計第７号　系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（技術的助言）

土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナのうち，蓄電池その他蓄電池としての機能を果たすため必要となる設備及びそれらの設備を設置するための空間その他の蓄電池としての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し，稼働時は無人で，機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては，法第２条第１号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として，建築物に該当しないものとすること。ただし，複数積み重ねる場合にあっては、貯蔵槽その他これらに類する施設ではなく，建築物に該当するものとして取り扱うこととすることとされていることに留意すること。